

令和8年度 茨城県農地集約化促進事業推進方針

令和8年6月19日
茨城県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「国実施要綱」という。））別記2第9の2の規定に基づき、農地集約化促進事業における推進方針を次のとおり定める。

1 方 針

県の基本方針に基づき 各市町村において策定した地域計画の実現に向け、県、市町村等関係機関が一体となって、担い手（※1）への農地の集積・集約化を推進する。併せて、意欲ある担い手等に対して儲かる農業の実現に必要な支援策を展開し、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備など農業経営の規模拡大や効率化を促進し、持続可能で生産性の高い農業経営の確立を目指す。

（1）茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）における担い手への集積率の目標

目標集積率 66%以上

※令和8年度3月末時点 担い手への集積面積 68,407ha（43.7%）

目標年度 令和17年度（令和8年度から10年間）

2 推進内容

（1）地域計画と連動した農地の集積・集約化

各市町村における地域計画の完成度を高める取組（以下「ブラッシュアップ」という）を支援し、意欲ある経営体への農地の集積・集約化を推進する。

（2）関係機関との連携による農地の集積・集約化

地域計画のブラッシュアップを軸に、農用地の利用集積による生産性の向上を推進するため、県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業会議及び関連団体が連携を図り、それぞれの役割を十分に果たすことで、農地集約化促進事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

※1 「担い手」とは、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、集落営農経営（特定農業団体、集落内の農地を一括管理・運営する営農組織）である経営体とし、「非担い手」とは、「担い手」以外の経営体とする。